

第五十五回国会 法務委員会 議 録 第三十四号

昭和四十二年七月十八日(火曜日)

午前十四時四十八分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

委員 安倍晋太郎君

委員 高橋 英吉君

委員 演野 清吉君

委員 横山 利秋君

委員 石田 有全君

委員 中谷 鉄也君

委員 小澤 貞孝君

委員 松本 善明君

出席政府委員

経済企画庁水資源局長 松本 茂君

科学技術庁研究調整局長 高橋 正春君

法務政務次官 井原 岸高君

法務省刑事局長 川井 英良君

法務省人権擁護局長 堀内 恒雄君

厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君

警察庁交通局長 片岡 誠君

通企画課長 石原 一彦君

法務省刑事局刑事課長 天谷 直弘君

通商産業省化学工業局化学第一課長 高橋 勝好君

専門員 高橋 勝好君

委員外の出席者

七月十七日

委員沖本泰幸君辞任につき、その補欠として大野深君が議長の名で委員に選任された。

同月十八日

第一類第三号 法務委員会議録第三十四号 昭和四十二年七月十八日

委員下平正一君、三宅正一君、佐々木良作君及び大野深君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君、石田有全君、小澤貞孝君及び沖本泰幸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君、中谷鉄也君及び小澤貞孝君辞任につき、その補欠として三宅正一君、下平正一君及び佐々木良作君が議長の名で委員に選任された。

七月十五日

刑法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(細谷治嘉君紹介)(第三六四〇号)

同月十七日

刑法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(松本善明君紹介)(第四〇二七号)は本委員会に付託された。

七月十七日

青森市友田地区に刑務所設置反対に関する陳情書(青森市議會議長川杉愛蔵)(第四二三号)未登記事務の処理促進に関する陳情書(岐阜県議會議長松浦傳)(第四八二二号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

○大坪委員長 これより会議を開きます。

刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き質疑を行います。神近市子君。

○神近委員 私は、しばらくぶりでこの間日本橋通りを歩いてみたところ、お中元の前後でもありまして、もう車がほとんど動かないんです。それで、ひまだからよく数えてみると、大体業務用の車は少なく、十台のうち八台くらいがマイカー族の車と見られる、女の人が多い。これは私、規制するならばどうしても業務用を規制するというわけにいかないから、自分たちの楽しみという喜びというか、そういうものを満足させるために使っているというカー、これを一部規制しなければ、どうにもいまの交通事情には適応しないと私はいつも考えているものなんです。それで、この点でどういうような規制法があるか、考えてごらんになったことがあるでしょうか。

○片岡説明員 私どもも、いままでもマイカーの規制について、いろいろ御意見が出ておりますので、承っております。ただ、いろいろ検討いたしました結果、現在考えておりますのは、マイカーを直接規制をするとはしますと、だれがふり分けをするか、どういふ基準でふり分けをするかというところが根本問題だろうと思っております。そうすると、たとえば大臣の車はいい、国会議員の先生方の車はいい、あるいは大会社の幹部の車はいい、労働組合の幹部の車はいいとか、どこにそういう基準を置けるかが非常に問題になってくるだろう、それをかりに府県の公安委員会がふり分けをするというならば、いろいろまた問題があるというところとで、直接的な規制はむずかしいのじゃないだろうか。どこの国でもそういう直接的な規制は、私寡聞にしてやっていると聞いておられます。ん。したがって、ただ考えられますのは、間接的な抑制方法があるのではないかと、その一つと

して考えられますのは、御承知のように自動車の保管場所の確保等に関する法律というのがあります。青空駐車、青空車庫禁止というふうな俗にいわれておりますが、それによって車庫を持たない人には車を所持せよという規制のしかたが、現に間接規制として行なわれております。あとはまた何らかの税制上の措置によって、間接的に抑制していくという方法もあるかと思っております。

それからもう一つは、都心部の駐車禁止を相当きびしくしていくことによって、どうしても駐車場に車を置かなくなつて来ぬ。そうすると有料駐車として相当金を払わなくちゃ車を置けないというふうな、そういう方法も現在ある程度やっておりますし、そういういろいろな角度から、間接的な規制方法を考えていくというのが一番妥当な方法ではないだろうか、このように考えております。

○神近委員 税金のことですけれども、大体会社名前で届け出る。そうすると安いのだそうです。個人のものよりも会社の使用車という、マイカーの場合これが非常に多いということ、だから私はそれはつきりとさせて、ほんとうに業務用のものか、それとも個人のものとということをはつきりさせて、相当高額の税金をかけるということが一つの方法、それからこれは実態ですけれども、有料駐車場を避けるために、自分の会社の一番近いところで、大体七時ごろ出社するのだそうです。そうすると、まだ道路があいていて、一日無料で置ける、そうしてその前の喫茶店で朝食を食べる、これがいまの実態だということとを聞いたのですけれども、そういうような実態はわかっていらつしやいますか。税金を上げるといふこと、無料で駐車しようというあせりが非常に強いということ……。

○片岡説明員 税のほうは、私主官庁でござい
ませんので、恐縮でございすけれども、あとで
大蔵省その他主官庁からお答えするようにした
いと思ひます。

駐車する場所の問題でございすが、確かに仰
せのような実態があるかと思ひます。私どもと
しましては、道路はやはり公共の用に供するもの
でございすから、一人が長い間占用するとい
うのは、いわば権利の乱用に近いものではなから
うかという事で、駐車することによつて他の道路
利用者非常に迷惑をかけているような場合、そ
ういう場所につきましては、できるだけ駐車禁止
をかけていく。そしてすべての人が有効に道路を
使えるようにしていく、そういう方向で行政を
やっております。

○神近委員 前に交通問題審議会で自家用の
カー、これは大臣とか国会議員とかいう話が出ま
したけれども、たいへん悪いのですけれども、サ
ラリーマンより国会議員の車なんか税金高くて
も、そんなにお困りではないと思ひます。だ
から私なんか電車、地下鉄を利用しようとい
うようなことを考へていくけれども、このごろ
ちよつとからだのぐあいが悪くて国会の車を拝借
してゐるのですけれども、私はなるべくならば電
車で来たいというように考へてゐます。これは私
が若くてびんびんしてゐれば、必ず毎日電車で通
いますよ。だけれど、その点基準をつけることが
できないのではないかと、私はその点
ではサラリーマンがお嫁さんもちょうど、カーが
あれば来手が多いといううなことは、考へると
全くあほくさいことだと思ひます。だからこれ
だけの交通の過密を何とか整理しようといふこと
になれば、やはり税金を高くして、サラリーマンで
はちよつと手が届かない——アメリカとかイギリ
スとかのお話がしよつちゅうあるようですけれ
ども、アメリカなんかは、行つてきた人の話では、
このマイカーは全部郊外の有料の広い土地に持
つて置いて、そこから市内には地下鉄とか、
バスとか、電車とか使う。それだけの良識とい

か、長い間いろいろ考へた結果であらうと思ひ
ますけれども、日本はいまもうブームで、そして
珍らしいものがよくて、そういうような冷静な考
え方なんかする人は、あまりないのじゃないかとい
うようなことが考へられるのです。それで私は、
ある程度生産制限といふことも考へていひのじや
ないか。この過密の問題が出るたびに——いま全
体の台数は、大体一千万台といふことになつてお
りますが、生産はどのくらいですか。私は二、三
年前にトヨタからもちつてきた資料があつたので
すけれども、いま現在は、年間の生産台数はどの
くらいありますか。

○大坪委員長 委員長から申し上げますが、た
だの御質問に対しては、運輸省か通産省でない
と正確な答弁ができないのではないだらうかと思
ひます。

○神近委員 はい、わかりました。
私は、いまちよつと帳面が違つて、いま持つて
いませんが、トヨタでいろいろ聞きましたところ
では、生産の中のどのくらいのパーセントが輸出
に出て、国内でどれだけ消費するかといふことを
聞きましたところが、二〇％が輸出で、あと八〇
％が国内使用、それでは何と規制しない限り、
さあ買つてください。——あの郊外に行つてごら
んなさい。中古車が五万円か七万円でございま
すというのが一ぱいある。あれがみんな動き出
たらば、東京都内は、ともかくわれわれには住め
るところでなくなるのではないかと、いふふうに考
へるのですけれども、たとえばこれはトラックや
その他は、私、生産は日本の経済生活に必要だか
ら、これは規制するわけにはいかないだらう。そ
して歩いてゐるのを見ましても、業務用のそう
いふもの、台数は、やはり十台のうち二台か、と
ころによつては三台くらいしか見ないのですよ。
だから私はどうしてもマイカーといふような、変
な青少年の最近の傾向、この人たちは一番事故を起
こすんですからね。私はこれを規制するといふよ
うなことが必要だと思ひますが、これはどなた
に伺つたら……運輸省が来ておりませんとい

ふうなことでしたら、次官がひとつどういふお考
えになつてゐるか伺ひたい。

○井原政府委員 どうもふなれなことではござい
まして、いまおっしゃるようなことは、先生がお考
えになるようなことを、ほとんどわれわれ年輩の
者は精切に悩んでおるかと思ひますのでございま
すが、一
か月間に十五万台くらいの申請がある、それくら
いどんどんふえておるわけではございまして、い
いこれは近いうちに何か考へまさんと、幾ら道路
を整備し、交通取り締まりの規則を強化いたしま
しても、交通自体が麻痺して、そのためにいろんな
災害も起きますし、かえつてそれがまた経済の発
展を阻害するといふような傾向に進んでいくので
はないかといふことを常々考へておるわけでは
ございまして、さりとて、ただいま先生からどうやつたら
いいかといふような御質問を受けましても、ちよ
うど先生が悩んでいらつしやると同じようでは
ございまして、私自身もこれといふ定まつた見解を
持つておらないわけではございすが、ごもつとも
ございまして、法務関係その他、それ以外の
関係省との連絡等もとらせまして、ただいま警察
庁のほうからも答弁がございまして、関連各省
でそういう問題を前向きな姿勢で検討さすように
してはどうか、かように考へる次第でございま
す。

○神近委員 私は、トヨタの工場を見てもらつ
たときにつくづく考へたのは、私どもが日本の経
済的な発展を妨害することはできないから、これ
はトラック生産といふことは規制できない。だけ
れど、トラックの事故を起す、もちろんトラッ
クを運転する施設をもう少し何とか考へなければ
ば、下の子供が見えないといふような、運転する
ときに近くに遊んでゐる子供が見えないといふこ
とは一つの欠点だと思ひますけれども、私、それ
よりも全体論として、こんなに余るほどの車を小
さな国土の中にかかえていて、そしていろいろな
災害を、年間何十万の、一つの戦争くらいし
このごろびつこをひいたり、足を引かずたりし

てゐる人を見たときに、病氣と私は考へません。
ハハ、事故でやられたな。家を出るときに、い
つ自分がある事故にかかるかもしれないといふよ
うなことをいつも考へて出るのである。あれだけ
の過密の状態を、もつと大陸がたぐさんあつて、
あそこには自動車三万台か五万台しか歩いてい
ない。輸出のほうにもう少し何らかの努力をすべ
きでないか。シベリアだつて、中国だつて、ある
いはインドだつて、もう自動車の不足で仕事十分
に行なわれないといふところはたくさんあるか
ら、もし、日本の今日の政府のあり方、おまえ
さんのところはもう少し自動車のなを規制しな
さい、減らしなさいといふふうな命令がでない
ならば、何とか輸出の振興に全力をあげて、そし
て車を規制する。

一方では、この間、お嬢さんを、石油をかけて
殺したような青年、ああいうような変な心理に
なつてゐるあの人たちが一番車をほしがるので
すよ。そして実際に運転してゐるのですよ。いまの
青少年は、そういう非常に健全な健全な心理の
状態にゐると思ひます。ですから、その点をど
ういうようにしたらいいか、これはたいへん次
官にお氣の毒ですけれども、これは全体の意見と
いうわけにはいかないで、いふから、ひとつあな
た御自身の考へでけつてから感想を述べ
ていただきたいと思います。

○井原政府委員 私が四、五年前でございま
した、ちよつと欧州のほうへわずかの期間ですが
行つたことがございまして、ちよつとドイツで、当時
住宅等の問題でいろいろ調査したのでございま
すが、ドイツはあれだけ工業が進展して、自動車等
についても、世界で優秀な自動車を生産してお
るわけではございすが、しかし、国民の使用してお
る状況を見ますと、いま神近先生のおっしゃつた
ふうの遊びに使うとか、若い者が何かさういふ
持ちで使つてゐるといふような使い方といふもの
は非常に少ないように見えたのでございまして。ど
ういふふうで、いろいろ聞いてみましたところが、

まず学校を出て勤くと、住宅をつくる保険、金をつくるそうでございます。それから結婚する費用とかいろいろございしますが、そういうような住宅をつくり、家庭の基盤をつくって、そうしてその上に余裕ができると初めて自動車を買って使うというように、日本のように、何と申しますか、いまのような変形的ないき方でなしに、非常に生活自体の組み立て方が健全な合理的なやり方をしておる。それはドイツ等の考え方の違いかもしれませんが、比較的年の若い者が無免許で走り回るといふようなことによる災害等が少ないわけでございます。ですから、やはり社会全体のこうした様相を組み立てていくべく、これは政府機関はもちろんのこと、われわれ議員にとりまして、そういうことを——政府とともにひとつ外国等の美点等も取り入れて青年を教育していく、そういうような方向へ向かうことも一つの方法でないかと思うわけでございます。その他につきましても、いろいろ法律や税制上の問題を検討いたすことによつて規制をやっていく、そういうような方法をとることが望ましいのではないか、これはまことに私も、単純な考え方もありませんが、そういうことでございします。

○神近委員 よくわかります。私もベルリンの少年の家というところを見て歩きましたけれど、この国民生活というか、あるいは戦後のアデナウアーの指導がよかったのか、われわれのようにならざるを得ないものがないか、非常に冷静な、落ちついた、まじめな教育が行なわれていた。今日の日本の青少年のあり方を考えますと、どうも私どもは何かはき違えたものがあるのじゃないかというような考えがあるのです。青年をいま比べてごらんになったときに、まず職業につけば家を求める、その次に車を持つという順序なら、これは私そんな無法な運転なんかしないと思うのです。だけれども、いま日本の状態を見ますと、酔っぱらい運転、あるいはスピード違反、これも全部若いマイカーが多いので、運転手なんかそんなことしていませんよ。まあ運転手の中にも、いろいろ伺いますと、やみというのがあるそうである、そういう人たちに、一部睡眠不足とか、あるいは過労のために、居眠りしながら運転ということはあるようだけれども、これも労働法が何かによつて規制しなければならぬ。だけれども、いま私どもが一番大きく災難を受けているのは、無法運転の若い人たち、これをどうして規制するかということが、いま最大の問題であると思うのですけれども、この青少年の運転免許——さつき申し上げたようにうんと高い税金をかけるのが一つの方法、それから交通審議会で二、三年前に御答申の中に入っていた、市内の主要道路に入るときに税金をとるといふこと、有料にする、私どもも一つの方法じゃないかと思うのです。アメリカがあれだけ何だかいろいろやり過ぎだの、あるいは青少年の変な非行がはやるように思われるところ、カーだけじゃなくて郊外に持つて行って預けておいて、そしてつとめのところには電車で来るというような良識を養ったのは、これはキリスト教であるのか、あるいは政府の指導であったのか、どつちか知らないのですけれども、私は、このくらしい良識は、日本の青年にも生まれるべきだと思ふのです。さしあたり税金を高くして、なかなか買えないようにするか、あるいはカーの生産をある程度輸出に重点を置いて国内を制限する、これは政府には、おそろしくおできにならないでしようね。どうお考えになりますか、この生産の制限ということがあります。これが一つ。そして三番目には、市内に入るときに有料にする、主要道路、過密の道路に限ってでもけっこうだと思ふのですけれども、これを有料にする、こういうことが私は必要じゃないかと考えます。その点ひとつお考えをお聞かせ願ひたい。

○井原政府委員 ただいまの現時点で生産を制限していくということは、これはなかなかむずかしいことでございまして、よほど大問題でございしますので、私ごときがここで軽々しく御答弁でき得る立場でございせん。ただ、何かの方法で都市のこうした状況を整理していくことは、これはぜひやらなければならぬことでございします。これはまた、やり得る問題だと思ふのでございします。たとえば一例をあげますと、困るのはちょうど旅行してきますと、雨が降ったときとか、土曜には、非常にタクシーが少なくなるとか、いろいろそういうことで、自家用車でもあれば、自由な時間があるわけでございます。常々、私自身の考えでございますが、そういう問題を解決するには、やはり同じ方向へ行く車には、たとえ他人といえども乗せなければならぬ、どの方向へ行くのだという一つの標識を必ず掲げて、だれに頼まれても一定の人は乗せなければならぬというふうにするれば、むしろ自分で車を持つためにこれ多額の金で駐車場に置くよりか、持つていなくても、気軽くだれの車にも同乗できる——まあそれにはある一定の料金も要するかと思いますが、何かそういうような新しいふうをしようという方法を考えてまいりませんと、おっしゃるやうに、これはたいへんなことになるわけでございます。それで、そういうことは、これは私個人の考えでございますが、皆さまともいろいろ研究しながら、政府もそういう方向へ向けるべくひとつ進めていきたい、かように考えるわけでございします。

○神近委員 ちょっと、その同じ方向に行く人ならだれでも乗せたら、とてもこれは危険ですよ。乗つてどういふことになるか、ほんとにこういふやうなままの東京の状態です。この案は私はただだけません。顔見知りの人ならそれでいいだろうと思ふのですけれども、そうでない人をうつかり乗せて、ゆすられたり、短刀を突きつけられたりというやうなことは、あり得ないことじゃないのですから、とてもそれは……。私やっぱり生産をもう増強させないという、いまの状態で生産が続くならば、何とかしてこれをたくさん輸出するといふこと、まあ関税を安くするとか、いま日ソの懇談が行なわれていますが、あのシベリアの大きなところを開拓するためには、無数の自動車があつてもいいということ、その方面に力を入れて、そして国内の車の廃車というものを、ひどいものは解体してしまふということ、でなければ——もうともかく、いまからでもちよつと日本橋通りに行つてごらんないかい。いま時間がちよつとずれていかもしれませんが、午後の四時、五時あたりにおいでなつてごらんないかい。もうほんとうにこれはどうなつたらよくなるかというやうな状態です。私どものところも、オリンピック道路ができまして、夕方、もう自分のうちを前にして、五分分そこらからなければならぬというやうな過密の状態になつてゐる。これでは私は、東京都というものはだんだん住みにくくなる。そして、住みにくくなるというだけでなく、ともかく危険が伴うといふこと、小さな戦争ぐらいの負傷者、死者を年々出してゐるといふことをお考えになれば、私は、ほんとうに政府が親切にお考えになるならば、生産の制限を話し合ひをするか、あるいは輸出というものがいままでたつた二割しか輸出が行なわれていない、これをもうと大幅に広げるといふやうなこと、こういうやうなことを考えてくださるか、でなかったら、国会というものをどこか遠くに持つていくといふやうな、遷都といふやうなこと、あるいは、ロンドンに行なわれてゐるといふ、この間発表のありました、外縁に都市をどんどんつくつていく、そういうやうなことで、ほんとうに思ふのですけれども、どうもいまお尋ねしましたことで、私どもが一番の問題だと考へてゐるこのマイカー族の跳梁を、何とか制限する方法はないか。私は、この問題に関連しては、税金と、それから都内に入る場合の、有料、これを主要道路に——まあ主要道路に置く、今度は、主要道路でないところにみんな集まるかもしれないが、都内に入る場合に有料、そして、もしそれが不服なら、アメリカ的に、国立とか、あるいは三多摩とか、あるいは千葉とか、そういうところに車を置いて、そして、そこから通勤はやる。いま、無料で道路に置くこととするためには、大体七

事前にうちを出なければならぬそうです。そして、七時に来れば大道路路がある。そこへ一日置いて、その近所の喫茶店でパンとコーヒを食べる、これがマイカー族の一部の状態だそうでございます。私は、そういうことを考慮に入れて、ぜひ対策を——税金の面か、あるいは道路の設置をもつと規制するか、それから、都内に入るときに料金を取るといふようなこと、そうしていただかないと、これはとても——国会議員の車という話がありましたけれども、これは別に標識をつけたとか、あるいは免許状をつくる——大臣が車で歩いていけないとは決して私は申し上げておるわけじゃないです。そういう点で、もうちょっと案を——酔っぱらいとか、スピード違反とかで、事故は必らずマイカー族が起こしているというのを考えたい。トラックその他の職業的運転というものは、そのほうを先に、優先的に決定すべきだというのが私の考え方で、お尋ねを申し上げたわけでございます。よろしく御配慮をお願いいたします。

○大坪委員長 西宮弘君。
○西宮委員 大臣がおいでにならないので、ちょっとがっかりしたのでありますが、別に次官で不足という意味じゃございませんけれども……。

私は、いままで交通関係の問題が主に扱われてまいりましたので、むしろきょうは、交通以外の問題についてお尋ねをしたいというつもりで、若干の準備をしてきたのであります。そこで、そういう問題について少しばかりお尋ねをいたしますが、その前に、たとえば予算などの場合によくいわれることでありますが、役人は、予算を獲得するといふためには、非常に血眼になって、一生懸命がんばるわけですね。しかしその獲得をした予算の執行については、きわめて冷淡だ、あるいは非常に粗雑だというような批判がいつもあるわけでありまして、法律についても、法律をつくるためには非常に努力をする。しかし、でき上がった

法律を執行する、法律をそのまま順守をする、そういう面について必ずしも十分ではない、こういうような批判が往々にしてあるわけでありまして。そこで、私が大臣にお尋ねをしたいと思つたのは、そういう法律を守る、いわゆる順法運動といひますか、そういう点について、政府は十分な決意を持って、き然たる態度でこの法律を順守をする、こういう運動をやるべきだ、こういうことを常々考えておるのでありますが、まずその点について、政府としてはどういふふうにお考えか、次官からお聞かせを願ひたいと思ひます。

○井原政府委員 民主主義の根底は、やはり国民が法を守るということ、これが一番基本になるわけでございますが、そういう意味で、政府は、つくりました法律を守るべく、それぞれの機関を通じて、こういう方向でしむけておるわけでございます。私、常々考えているのでございますが、法律自体も、大衆に親しみやすい、早く言えば日常どうしてもなければならぬ法律でございますけれども、その条文等の書き方等が、非常にむずかしいような感じもいたしますので、やはり政府は、できるだけ国民に親しまれ、国民が納得しやすいような、そして、日常常にこれが心の中に残るような方向へ向けるべきではないか、そういう方法も一つでございますが、それはそれといたしまして、できる限り国民には法を守ってもらうようなふうな政府は努力いたす所存でございます。

○西宮委員 国民に親しまれやすい、あるいは守られやすい、あるいは国民に理解されやすい法律をつくらなければならぬ、これは当然のことだと思つておりますが、いやしくも、でき上がった法律は、これはあくまでも国民が文字どおり順守をしなければならぬ法律であるわけでございまして、守つて、そういう意味において、これをき然として守つてお互いに、われわれを含めて、みんながそのために努力をしなくてはならない。これは政府だけの責任ではない、国民全体の義務だと思ひますが、少なくともその先頭に立つのは政府であります。

すから、それについてあくまでも強い決意を持ってこれに当たつてもらいたい。そうでなければ法律をつくる意味がなくなつてしまふ。こういうことを私は強調したかったわけでありまして。

そこで、それではお尋ねをいたしますが、先般政府から参考資料として配られました「刑法第二百一十一条関係統計資料」というのがありまして、たとえば第六表以下のたぐさんの表は、業務上過失致死傷事件の受理件数あるいは受理人員、またこれらの累年の比較をする、こういうふうなたぐさんの各種の表がついております。これは非常にけつこうな表でありますし、また、これをもつてみましても、該当件数が非常にふえている。何年か前に比較いたしますと、ものすごい勢いでこれがふえているということが一見してわかるわけでありまして。

そこで、お尋ねしたいのは、この二百一十一条に該当するこれらの数々の件数は、交通関係を除いたならばどういふ状態になるのか。おそらくこれは交通関係を含んでおる、しかもその交通事故がこの中の大半を占めておると思つて、ですから、それを除いた状況はどうであるかということをお聞かせください。

○川井政府委員 最も新しい昭和四十一年度の業務上過失致死傷並びに重過失致死傷の統計を申し上げますと、同年度に第一審で有罪の言い渡しを受けたのが八千四百二十三人でございます。八千四百二十三人のうち、自動車事故によるものが八千三百五十二人でございまして、その他が七十一人になっておりますので、自動車は九九・二％を占めておるということになっております。

○西宮委員 それは最近の時点における件数でありまして、自動車を除いたその他が七十一ということでありまして、この、その他の分は、つまり累年の比較をするとういふことになりまして。

○石原説明員 御説明申し上げます。御承知のとおり、第六表には、業務上過失致死傷事件等の累年の比較をいたしたのでございます。

が、事件が相当数ございまして、全部につきまして、自動車とそれ以外の表をつくることはできませんでした。そこで、四十年と四十一年度につきまして、第一審で判決のあつたものにつきまして表をつくりましたので、それについて御説明申し上げます。

四十一年度は、ただいま刑事局長から御説明申し上げましたとおりであります。四十一年度は合計いたしました七千三百十三人が言い渡しを受けております。そのうち自動車によるものが七千二百二十人となり、その他が九十三人、かようになつております。

○西宮委員 そうすると、これはわずか四十年と四十一年の二年度だけの比較でありますから、それで全体を類推するといふことは危険だと思ひますけれども、いまお話しした四十年と四十一年度を比べて言へば、その他の件数は逆に減つておるわけですね。四十年より四十一年度は逆に減つておる、こういう状態にある。したがって、ここで今回刑法二百一十一条を改正して、つまり刑を重くするといふことをおらつておるわけけれども、少なくともこの表で見ると、限りにおいては、それはあくまでも自動車交通を対象にしてこの法の改正が行なわれるのだ、こういうふうな断定的な解釈をして差しつかえないのじやないかというふうな思ふのだが、これは次官でも局長でもいいですが、いかがですか。

○川井政府委員 この改正の契機となりましたのは、まさに申し上げておりますとおり、自動車の車両の運転による悲惨な、悪質な事故の、特に最近における多発ということがこの改正の直接の動機であることは言うまでもないこととございまして、あわせてこの改正をするにあたりましては、自動車の運転者だけの注意義務を重く法律上評価いたしまして、その他の業務に従事する者で、かつ人の身体、生命に危険を及ぼす、そういう事務を処理するといふ人の注意義務を法律上の評価として特に軽く見るといふことは合理的でないといふふうな考え方から、刑法二百一十一条の改正で

もつてこの事態をまかなう、こういうのが私どもの考え方の基本でございます。

○西宮委員 いま局長の言う気持ちは、私どもにも了解できます。了解できるけれども、現実はいまわずかに二年間の比較をしただけでありまして、それでは十分な根拠にはならぬと思ひます。けれども、おそらくこの傾向は、全体を通じて五年なり十年なりをとつてみても、この傾向にはたいてい変わりはないのじゃないか。すなわち、非常にものすごい勢いで激増しておりますこの違反件数、そのほとんど大部分は自動車交通事故であつて、それ以外の件数というものはよりやうやうたるものだと思うのであります。そういうことになりまると、やっぱり二百十一條を改正をして、自動車交通を規制する、それがために、いまの局長のことはをかりて言へば、他の業種で、刑の取り扱いについて甲、乙が生まれるということは、いわば公平の原則に反する、こういうような考え方のもとに、それ以外のものがそつてえを食うという語弊があるかもしれないが、そのおつき合ひをさせられる、こういう結果になると思ひます。それは私は、日本の刑事政策として決して適当ではないというふうに考えられる。したがつて、私どもはこの自動車交通だけを切り離して、これを科刑の対象にする、こういうことで先般来、理事会その他を通じて私どもの考え方を表明してきたわけでありまして、私はそのほうがはるかに現実的に即しておるといふふうに思ひます、いかがですか。

○川井政府委員 御指摘の点は、確かに政策論としてまことに傾聴に値するお考えだと思ひます。ただ、非常にかたくななようで恐縮でございますけれども、人の命に関係のあるような業務に従事する者の法律上守らなければならない注意義務がある業態のものがたまたま非常に多くなつたというのをとらえて、その人の注意義務を法律上特に重く評価する、それから、それ以外のものは、最近公害対策が非常に叫ばれておりますし、あるいはまた、あとで御説明申し上げてまい

いと思ひますけれども、大ざっぱに分けてしまつても、二百十一條に該当する業務というのは、おそらく十種をこえるのではないかと思ひますが、おそくが、そういうふうなものが、自動車だけを重く評価し、その他のものについては、たまたま事故が少なからず、そういうふうなものについては、軽くていいのだ、こういうふうな法律をもつてきめてしまふということが、はたして合理的であるうかどうかということが、非常に疑いを持つものでございまして、かりに数は少ないといつたしましても、やはり人命に影響がある業務ないしは事務というふうなものに従事する者につきましても、同等の反社会的性の評価を行なうということが法律としてはたてまえであり、また、それが国民の倫理観と申しますか、道徳観と申しますか、この種の罰則の基本的な考え方というものはそこに置かなければならぬものではないかと、このことが、私どもの基本的な考え方でございますので、確かに御指摘のとおり、ほんのわずかの百分の一にも達しないようなわずかなものでございまして、けれども、そういうふうな業務に従事する者につきましても、やはり同じような責任を、法律の面では確立をしておくことが必要ではないか、こういうふうにも思ひます。

○西宮委員 局長の言う、人の命に関係するものは同じように扱うということはいいと思ひますが、今回の改正は、刑を重くして、加重するというところになるわけですね。その場合に、刑を重くするという根拠は、先般の一部改正の理由として政府が説明したのでありますが、これは要するに、高度の社会的非難に値する悪質重大事件が統出しておる、こういうことですね。したがつて、これに對して、より厳正な処分を行なうということが国民の道義的感情に合致する、こういうことが理由になるわけですね。そうすると、先ほど十指に余ると言つたか、十指程度と言つたか、そういう十指で数える程度の、その他の、いわゆる人の命を扱うという業務ですね。それが最近の傾向として、高度の社会的非難に値する悪質重大事件がふ

えつつある、こういうような認識ですか。

○川井政府委員 具体的にその他の業務について悪質重大なものが顯著に伸びてくる、あるいは伸びてくるという見通しに立っておるのである、というところは申し上げておけません。ただ、そういうふうな人たちにつきましても、悪質重大な事故がある蓋然性なり、可能性なり、あるいは法律上のおそれというものは肯定せざるを得ないと思ひます。わけございまして、法律をつくりまします以上は、やはりそういう人たちにも、この機会に法律上の注意義務をさらに深く認識していただく、人命尊重の感覚を高めていただく、これはやはり必要ではなからうかというふうなことが、ただいまお説き上げになりました提案趣旨の部分の考え方でございます。

○西宮委員 単に蓋然性とか可能性とかいうだけで、刑を加重するということであれば、これは至るところであらゆる面にあるのではないですか。たとえば学校の先生がそういうことをやらないとも限らないだらうし、あるいはだいい前の話だけでも、何か教会の神父さんが人を殺したなどという事件もあつたので、だから、そういう単に可能性というふうなことだけで刑を重くするということが許されるとすれば、これは可能性だけの問題なら、ありとあらゆるところにあり得ると思ひます。だから、そういうのを一緒にしたにして刑を加重するということは許され得ないのじゃないか。あつておきますのは、この交通事故について、たとえば酔つぱらひとか、無免許とか、引き逃げとか、そういうたような意味の社会的非難に値する悪質重大な事件が統出しておる、こういうこと理由で今回刑の加重をする、ということ、国民の道義的感情に合致する。こういうことで初めて刑の加重が許されておるので、それをその他の案件には——可能性というならそれはいま申し上げたように、ありとあらゆる職種について、そういうこともあるのだらうと思ひけれども、私はそういう実態がないところまで——それは可能性としてはありましよう。しかし、いま

ここで問題として取り上げておるのは、大臣の提案理由の説明にあつたように、最近酔つぱらひとか、まことに社会的非難に値するそういうものが統出をしておるからだといふことが理由になつておる。それにもかかわらず、それ以外のものまでこれを拡大をしていくということは、私はまことに危険だといわざるを得ないと思ひます。それでは、また同じような返事をいただいても議論が進展をいたしませんので、私は、いわゆる交通事故以外の問題で、この問題に問われております若千の例を判例から拾つて申し上げたいと思ひます。

たとえば一番問題になりますのは医者ですね。医者の場合に例をとりますと、そういう案件がございまして。この場合に二つ理由はあつたと思ひます。一つは、いわゆる軽率な判断から解熱剤を飲ませるつもりで劇薬を飲ましてしまつたというふうな場合、それからその医者の無知のために、知識水準が低いために、全力を尽くしたのだけれども、結果は失敗してしまつたというふうな場合があると思ひますが、その前段のほうは論外だと思ひます。前段は明らかに過失に該当すると思ひますが、後段の場合には、どの程度までがこの法律によつて追及をされますか。つまり、医者の知識水準というふうな問題……。

○川井政府委員 いろいろな応用問題が考えられますけれども、基本的には、要するに、過失があつたかないかということで法律上の処分がきまるわけでございますので、ただいま御説明になつたような事例でいきますれば、病気の内容にもよりますし、それから自分の医者としての経歴なり確信なりというふうなこともよりましけれども、不安があつて、この投薬ではあるいは大事を起すかもしれないというふうな状況にあつたとするならば、文献をひもとくなり、あるいはまた別な医者に紹介をするなり、あるいは先輩の医院についてその病状を話して、この投薬が適当であるかどうかというふうなことを、さらに研究をした上で投薬をするというふうな注意義務

が出てくると思います。そういうふうな場合に、そういう方法を尽くさずして、間々、この前もこのように病気でこれによったのだから、本件の場合もひょっとすれば、あるいは事故が起きるかもしれないけれども、まあこの辺でいうようなことをやったというふうなことになるかと、これはやはり過失を認めなければならぬというふうな場合が出てくると思います。ところが、そうではなくて、全く同じような病状について数例の経験を持って、それを投棄したところが、格別なあれもなく治療しておいた。本件の場合においても、一応よく診察を尽くしてやっただけでも、全く同じような症状の事案であるので、今回この投棄をすればたぶん事故がないだろう、完全治癒するだろうというふうな状況のもとに投棄をしたという結果が、重大な事故を引き起こしたというふうな場合には、やはり過失は全然ないとは言えませんが、その過失の程度は非常に軽い過失の程度が認められるのではないか。いろいろその状況によって過失の有無の判定が変わってくると思えます。

○西宮委員 私がお尋ねをしたのは、医者の知識水準というものがどういうふうに要求されるかという点をお尋ねをしたので、これについては静岡の地方裁判所の判例が、少ない判例であります。一つあるわけがあります。それによりますと、医者の場合には非常に高度な知識、技能が要求されておる。医師の個人的な知識や技能の差異は考慮すべきでない、こういうことで、日進月歩の医療技術の進歩に対して、絶えずそれを追いかけていかなければならぬということが要求されて、その点では非常に峻厳なわけです。そして、これは民間の開業医でありますけれども、たとえ研究機関その他に恵まれない市井の開業医であつても、そういうことは問題にならぬ、こういうことで過失犯として処断をされておるわけですね。

私は、時間がありませんから御答弁を求めませんけれども、それは、要するに私が言いたいのは

は、たとえば医者などは絶えずそういう非常な高度な知識水準を要求される、そういう中でそれに追いついていくというのは容易なことではないと思ふ。ところが、それに対して、今回さらにその刑を加重する、こういうことが必要であるのか、あるいはまたそれが妥当で適切であるのかというところが私の指摘をしたい問題点なのであります。

あるいはもう一つ同じような例を、医者ではなく別な例であげますと、愛知県に鳳来橋という橋があつて、その橋が、架橋工事の最中に温度の変化によってゆるみがきたり、あるいは緊張したりする、その十分な計算がなされておらなかったために、橋げたがくずれしてしまつて、たしか十人ばかり死んでしまつた、こういう事故がありました。その際に、鑑定人に鑑定を依頼したところが、一人の人は非常に綿密な、そういう際に施すべき処置としてきつめて厳重な、微に入り細をうがった処置が必要だという報告をした。内務省の技師その他あとの二人の人は、鑑定人さえもそういう技術については知らなかった、こういうことでこの技術屋は控訴をした。鑑定人さえも知らなかったことをわれわれ被告人にわかるはずがない、こういうことで控訴をしたが、それは認められないでこれもまた過失に問われた、こういう案件があります。

そういう際に、私はなぜ今度そういう問題にまでさらに刑を加重して加重しなければならぬのかというところに非常な疑問を感じるわけです。時間がないので、私もまことに中途はんばになつてしまふのでありますが、それではこういう例を、別な例をあけて、あとで一括して御意見を聞きたいと思ひます。

たとえば、これは北海道の芦別高等学校の先生であります。生徒を引率をして山登りした。途中で道を踏み迷つて大きな岩の前に出た。それでその岩をよじ登るため、いわゆるロッククライミングをした。しかし、何にも準備をしていなかった。手ぬぐいやゲートルをつなぎ合はして登つた。途中でゲートルが切れて落つてしまつて、二人の生徒が死んでしまつた。こういうこと

まつて、二人の生徒が死んでしまつた。こういうことで彼は過失犯に問われたわけでありました。その際に、この被告人は弁明していわく、いわゆるその際の過失とアルビニズムの冒険心、そういう山登りなんというものは、そもそも初めから冒険が仕事なんだ。それなしに山岳部の活動なんというのはあり得ない。したがつて、それは注意義務の違反には該当しない、こういうことで抗弁をいたしましたけれども認められておらない、こういうふうな事例などもある。私は、そういう際にもこれはおそろしくこれからはしむべき起つてくる現象ではないかと思ふ。しかもそれはひとり山岳登山の問題だけではなく、あるいはボクシングとか、レスリングとか、あるいはラグビーとか、あるいは柔道、剣道その他にも同じようなことが起こる。そういう際において、冒険主義とか、あるいはスパルタ主義の教育とか、そういうものは、往々にしてそういう事故を起こしやすい蓋然性を持っていると思ふのでありますが、そういう際にもことに今度は二百一十一條の改正によって刑を加重しなければならぬのかどうかという点に問題があると思ふのですが、そういう点、いかがですか。

○川井政府委員 刑を上げるといふ改正でございます。これを五年に上げたからといって、いままで罰金で済んでおつた先生の生徒の引率のときの事故とか、あるいは医師の誤診とかというような事例が、直ちに非常に重い刑罰を受ける、こういうことにはならないと確信しておるわけでございます。これはあくまで悪質で、重大で、いまの三年でははつておけないというふうな、そういう情状のもとに犯された、事故が起きた場合に、それをまかなうために刑罰の引き上げを考えたということでございます。御承知のことでございますが、故意をもって人を殺した場合におきましても、わが刑法は、死刑、無期もしくは三年以上の懲役に処す、こう書いてございまして、一番軽い三年で情状酌量して一年半の認定を受け、さらに執行猶予がついて、刑務所に行かないで帰ってくるという人も、非常に数多いわけでございます。刑法の体系におきましては、あらゆる観点から、犯罪の類型なり、性格なり、情状なりを調べ上げて、そこで最も適当な刑罰を盛るといふのが裁判なり、行刑なり、検察の日常の姿でございますので、かりにこれを上げましても、いままで軽く済んでいたものが、とたんにその運用の面でもつて重くなるということにならないという確信に基づいておるものでございまして。

○西宮委員 一番初めに、局長がいわれるそういう可能性を見込んでこの刑法の改正をするんだ、こういうお話でありますので、私はそれが非常に危険だ、あるいはまた、大臣の提案理由の説明によれば、自動車交通の場合には、そういう悪質重大な事犯がふえてくるのだ、それに対応した処置を講ずるのだ、こういうことで、それはそれとして理解がされると思ふのでありますが、いわばそれのそばづけを食つてこういう問題、いま私は時間がありますから例としてあげませんけれども、たとえば建設工事に伴う過失事故などというのはずいぶん数多く出ているわけでありまして、あるいはさらに労働災害などということになると、これはまたきつめて多いわけでありまして、あるいは爆発物、危険物の取り扱い、こういうことにおいても、社会生活が複雑になるにつれて、そういう問題はますます件数が多くなるに違いないと思ふのであります。そういう際に、それに臨むのに刑の加重をもつてということが必要であるかどうかという点については、私は依然として納得できないわけでありまして、私はそういう意味において、これは自動車交通の問題が当面の問題であるならば、それに限局すべきだということを特に言いたいのでありますが、時間がありますから、もう一つの問題の重過失の問題について一言申し上げます。

重過失が刑法二百一十一條にうたわれておりますけれども、この重過失が問題になっておりますのは、実は刑法の二百一十一條のほかに百十七條の二

行猶予がついて、刑務所に行かないで帰ってくるという人も、非常に数多いわけでございます。刑法の体系におきましては、あらゆる観点から、犯罪の類型なり、性格なり、情状なりを調べ上げて、そこで最も適当な刑罰を盛るといふのが裁判なり、行刑なり、検察の日常の姿でございますので、かりにこれを上げましても、いままで軽く済んでいたものが、とたんにその運用の面でもつて重くなるということにならないという確信に基づいておるものでございまして。

○西宮委員 一番初めに、局長がいわれるそういう可能性を見込んでこの刑法の改正をするんだ、こういうお話でありますので、私はそれが非常に危険だ、あるいはまた、大臣の提案理由の説明によれば、自動車交通の場合には、そういう悪質重大な事犯がふえてくるのだ、それに対応した処置を講ずるのだ、こういうことで、それはそれとして理解がされると思ふのでありますが、いわばそれのそばづけを食つてこういう問題、いま私は時間がありますから例としてあげませんけれども、たとえば建設工事に伴う過失事故などというのはずいぶん数多く出ているわけでありまして、あるいはさらに労働災害などということになると、これはまたきつめて多いわけでありまして、あるいは爆発物、危険物の取り扱い、こういうことにおいても、社会生活が複雑になるにつれて、そういう問題はますます件数が多くなるに違いないと思ふのであります。そういう際に、それに臨むのに刑の加重をもつてということが必要であるかどうかという点については、私は依然として納得できないわけでありまして、私はそういう意味において、これは自動車交通の問題が当面の問題であるならば、それに限局すべきだということを特に言いたいのでありますが、時間がありますから、もう一つの問題の重過失の問題について一言申し上げます。

重過失が刑法二百一十一條にうたわれておりますけれども、この重過失が問題になっておりますのは、実は刑法の二百一十一條のほかに百十七條の二

項、つまり失火の場合の規定がございます。これも一つ実例としての判例があるわけでありすが、時間がありませんから省略をいたします。それからもう一つは政治資金規制法の二十七条の二項、公職選挙法二百五十条の二項、これが重過失をうたっているわけでありすが、そこで私は、ちょっといままでの議論とそれるきらいがございますけれども、私がここで冒頭に申し上げたい、いわゆるもつと法律を守らなければならぬという最初の観点に立ちまして、政治資金規制法の二十七条の二項にいわれておる重過失あるいは公職選挙法二百五十条の二項にいわれております重過失、そういう問題に関連をいたしまして、ちょっと二、三の例をあげたいと思っております。

それは、申すまでもなく政治資金規制法は、届け出をするということによって政治資金を公開する、公表する、こういうことによつて政治の公正を期しようということがあの法律の生命であるわけでありすが、ところが現実には、ますますこれに逆行しつつあるという事実を指摘しないわけにはいかないわけでありすが、たとえば、新聞等にしばしば出ておつたことであるが、自民党の国民協会は収入の面では、昭和三十八年の場合には五百六十四件の寄付がありまして、ところが昭和四十一年では二十五件に減つておる。つまり寄付は表に寄付者の名前等を公表しなければならぬわけでありすが、それがために寄付を極端に減らしてしまひまして、全部それを会費に回してしまつた。こういうことで、要するに全部ふたをしてしまつて、中を全然見せない、こういう扱いになつてしまつた。昭和三十八年に五百六十四件あつたものが、四十一年にはわずかに寄付は二十五件しかない。国民協会の二十二億二千七百万という収入の中で、二十一億二千四百万は会費だ。こういうことで外部からは全然のぞき見ができないようにしてしまつておるわけだ。私はそういうやり方はきつめて不正ではないか、法律の精神がじゅうりんをされておると言わざるを得ないのであります。

さらにもう一つ奇妙な例をあげたいと思つてあります。それは俗にいわれる佐藤派といわれる派閥の団体でありますけれども、最近の傾向として料理屋や、キャバレー、バーなどに対する経費が多い、こういうことが世間の非難を浴びました。そこでこの佐藤派の育政会という団体では、今度出されました四十一年下期の届け出を見ますと、一件もこれがなくなつたわけでありすが、いわゆる飲食業として報告をされておるのが一件もなくなりました。これはたいへんにけつこうなことだと思つてさらに詳細に調べてみますと、たとえば銀座東七丁目五番地ですか、石田とし子、銀座西の綿平龜雄、あるいは芝の白金台町の長谷節江、麻布の飯倉の西宮京子、赤坂平島きよえ、赤坂藤井みす、こういう人は、なるほど届け出には団体役員、会社役員として報告をされております。ですから会社役員ということ、一見するといわゆる飲食業ではないように見えるけれども、同じ四十一年の上期に出した報告では、この人たちは全部飲食業として報告をされておるわけでありすが、つまりいままでは飲食業として報告をしておつたのを、飲み食いには困る——困るというか、そういうことで世間の非難を浴びたので、今度はこちらう人は全部会社役員ということ、報告をしておる。なるほどバーも、キャバレーも、法人経営ならば会社の重役かもしれせん。しかし、そういうことでこれを全部隠蔽をしてしまつて、こういうやり方で、したがつてこの団体は都合四十七件の件数がありすが、全部ことごとくその飲食業あるいは料飲業というふうな表現をやめてしまつておるわけだ。私はこういうところにもまことに不明朗なものがあると言わざるを得ないと思つてあります。

それからもう一つ、さつき申し上げた公職選挙法二百五十条の二項にいわれております重過失、これはことさらにその重過失をこれらの法律にうたつておるのであります。非常にそういう点を重視しておる。にもかかわらず、実際はだんだんにそういうものが逆行しておるということを私は言わざるを得ないと思つてあります。先般の選挙の結果、各都道府県の選挙管理委員会に選挙の費用を報告をいたしておりますが、私はいままでに集まつたもの、自民党の皆さんの——これは県によつて四月一ぱいのものもあるし、六月一ぱいのものもあります。いままでに集まつたもの二百三十九名だけ見ますと、非常にふしぎなのは、自民党の本部から各候補者に支給された金、これは全部一人残らず詳細に報告が出ておるわけでありすが、ところが一方において、出したほうからはそういう報告が出ておるにもかかわらず、受け取つた側でそれを報告しておるの、は、二百三十九名の中でわずかに二十二名でありすが、その他の方はほとんどこれが報告をされておらない。すなわち、その中には全然届けもしない人もございます。せつかく出したほうの側では、いつの幾日に出したということと正確に報告をされておるのでありますが、それに対して、全然そういうものは一文も受け取つておらないという形の報告でありまして、私どもは、そういうやり方にはどうしても納得ができないわけでありすが、これは大幹部どころなんですが、大平正芳さんとか、あるいは正力松太郎さんとか、あと二人おられたはずであります。四人の方は、そういうものを全然出しておらないという、こういうことにも、私どもはどうしても納得できない。あるいはまた自民党から二百万の公認料が出ておるわけですが、それだけしか——先ほど申し上げたのは、ほかに鴨田さんであります。あと二百万だけしか報告をしない、百万については全く報告をしない、こういう人もありまして、二百万ばかりで、それ以外には一文の収入もないという人が八人ほどおるわけでありすが、これなどもおおよそわれわれの常識としてはあり得ないことだと思つておる。田中法務大臣がおられたら、田中法務大臣にお尋ねをしたいと思います。田中さんは非常に克明に報告しておられます。その点ではむしろ珍しいほうの例であります。同じ田中さんでも、田中

角榮さんなどは、党の二百万のはかにはわずかに五万八千円しか報告をしておらないわけでありすが、これは、私はいやしくも天下の大幹事長が陣中見舞い五万八千円しかない、何万という有権者から支持を受けて当選する人が、陣中見舞いが五万八千円しかない、こういうことがあり得るだらうかというので、全くそういう点は世間を愚弄している。私は今日選挙の問題は全くでたらめな、いかげんな、ほんとうにそういう世間をごまかしたそういう報告はない。こういうことを私は強くこの際指摘をして——法律では過失は罪にしないのがあたりまえなんでありまして、本来ならば罪を犯す意のない者はこれを罰せずというのが大原則なのであります。せつかくこの公職選挙法あるいは政治資金規正法には特に重過失についての特別な規定をさへ設けておるのであります。

「委員長退席、安倍委員長代理着席」
にもかかわらず、こういう結果になつた。したがつて、先ほど申し上げた二百三十九名の方の選挙費用を合計して平均をみると、一人平均百六十三万六千七百八十一円ということになつておるのであります。これなどは、この程度で選挙がやれるなら、だれが苦しんで政治資金の問題で大騒ぎをいたしますか。あまりにもごまかしが過ぎるのではないかと。そこで、私は刑事局長にお尋ねをしたいのは、事実上合わない報告、ことに一方の出したほうでは出したというのを明瞭にしておつて、受けたほうでは全然報告をしておらない、こういうような点の追及、あるいはまたそれがやがて選挙違反等を起こす、いわゆる買収、供応等に金が流れる、こういうことの原因になることは明らかであります。私は先般大蔵大臣から、こういう場合の税の問題について十分答弁をもらつております。したがつて、今回は刑事局長にお尋ねをしたいのですが、こういうことがそもそもその買収、供応などの金に流れていく、こういう有力な原因になつておると思つておるのですが、そういう点に

ついて着眼をしたことがございせんか。

○川井政府委員 政治資金規正法の罰則の運用でございしますが、罰則のある法律はもう教え切れないほど今日あるわけでございますが、それを限りある人手をもって適切に運用していくというこのためには、おのずから重点的なまた効率的な運用と、それからその罰則の持つております立法の趣旨ないしはそれをまた運用する場合における捜査官憲の側における抑制というふうな、いろいろな要件があるかと思ひます。そこで、いままで、政治資金規正法は二十三年にできましてから約二十年近く運用しておりますが、運用の実績は二百数十件の運用しかないわけでございますが、これはその端緒を調べてみますと、公職選挙法違反の事件を調べていきますと、買収違反の金の出所というふうなことに結びついて追及をした結果、規正法違反の事実が出てきたというふうな場合、それから業務上横領とか背任とかいうふうなことで問題になりまして調べてまいりました結果、同様規正法違反の事実が出てきたというふうな場合、それから税法違反の事件を同様調べてまいりました、やはり政治団体だということで規正法違反が出てきた場合、その他は関係官庁からの告発あるいは申告というふうなものが主になって事件の捜査が行なわれて、規正法違反の事件が捜査され、処罰されるというふうな運用のしかたが一般的でございします。それでいま直ちにこういうふうな運用のしかたを、この法律がまた新しく問題になっておるようございしますけれども、この際直ちにこれを改めて、運用を別な角度から検討していくということ、たとえば官報などに発表になった場合に、直ちに捜査官憲がそれを取り上げて、いま御指摘になりましたような事実関係のもとに、犯罪の容疑ありとしてこれを強権をもって全般的に捜査を続けていくというふうなことになりません、それはまた別な角度から必ずしも適当でない、いろいろな弊害が予想されるというふうにも考えられますので、一応規正法は公開の原則をその基本としておるといってまえに着眼い

たしまして、出たから直ちに、そのやや常識的に疑わしいものについて、すぐに強権を発動して捜査にかかるといふふうなことは、必ずしも適当でないんじゃないかというふうなところを考へておるものでございします。

○西宮委員 私、一つだけ例をあげて申し上げたいんですが、これは、現在議員の方ではないのでありますから申し上げておきますが、山本何がしという人でありまして。この人は選挙の直前に派閥からだけで八百萬出しているというところで届け出があるわけでありまして。ところが、その本人はそれを百八十八萬六千円しか報告をしておりません。八百萬と申し上げたのは派閥関係だけでありまして、党その他から来ておるのは、もちろんこれ以外にたくさんある。にもかかわらず、その届けのほうには百八十八萬六千円、こういうことになりまして、その差額は当然に買収、供応等に――あるいは無過失的な、原始的な買収、供応ではないかもしれぬが、少なくともその大ボス小ボスに金を握らしたり、そういうことに使われていたということは明らかだと思ふ。私は局長のいま言ったこともわかります。わかりますけれども、こういうふうな、この政治資金について世間の関心が高いし、さらにまた選挙違反というふうなことになる、ほんとにこまかいことをつき回されるんであります、そうではないに、こういうところにこそ実が大きな、ばく大な金が動いておつて、それがそういつた問題の根源になっておるといふことは常識だろうと思ふのでありまして、直ちに理解できるところ。私はそういう点についてぜひ、いままではとにかくとして、これから先は十分関心を払つて、そういう問題について、こういうことこそが政治を腐敗させる最大の原因になるんでありますから、十分関心と監視をしてもらいたいということをお願いしたいと思ひます。

最後にもう一つだけ例をあげて終わりにいたしますが、これは稲葉澄雄という人でありまして、先般、税の問題のときにも申し上げたんであります。この人などは、――いわゆる佐藤派でございしますが、その派閥の会計責任者でありまして。会計責任者として自治省等に報告をしておる責任者であります。この人は、自分が会計責任者であると同時に、この人自身が受け取つております金が、たとえば昭和四十年では五千二百九十万、昭和四十一年では三千五百二十萬二千三百七十五円、こういう金をみずから受け取つておるわけでありまして。そういうことになると、いま刑事局長の言われた公開の原則なんというところは、これはもう全くあつてもなくとも同じ、自分で出して自分が受け取る、その金は何に使われたのか全然わからないというのでは、これは何の意味もないと思ふのです。だから、こういうことが政治資金規正法の扱いとしても許されるのかどうか。しかもこれは実にばく大な金、五千萬、四千万というふうなばく大な金、そういう例をあげると、まだほかにもあるわけですよ。市村健一という人は、四十年で三千三百六十二萬、星野力という人は二千二百三十萬、こういう金を自分で受け取つておるわけですが、こういうやり方では、おおよそ、政治の公正を期するとか、あるいは公開の原則を貫くなんというところは全く何の役にも立たないわけでありまして。私はここにまず第一に、この人が文字どおり自分で受け取つておる金ならば、これは税法上の問題だし、それから、もし自分で受け取つてたかさんの人にこれをばらまいておるんだというならば、政治資金規正法の違反であるし、つまり虚偽の申告なりあるいは虚偽の会計帳簿の備えつけだ、あるいは、おそろくは領収書の偽造――領収書を出すことになつておるわけですからね。領収書偽造、文書偽造というふうなことが随伴しているだろうと思ふし、同時にまた、こういう金の使い方が、どこにだれにやったのかわからぬというふうな金の使い方が、結局は政治を腐敗させる最大の原因になつておるんだ、こういうことを私は強く指摘をいたします。

私の持ち時間がいっぱいになりましたのでこれで終わりにいたしますが、私はここで強く強調を、そして、きょうは残念ながら大臣がおられませんが、これは委員長にもお願いして、他日大臣がおられるとき、三分でも五分でもけつこうでございしますから、こういう問題に対する大臣の所見、つまりせつかくあります法律を完全に守つていく、こういうことについての大臣の所見を別の機会にお伺いをしたいと思ふのであります。それは、私は先般大蔵委員会で質問をいたしました際に、大蔵大臣がこの点について、まことに了解できない答弁をしておるわけでありまして。それは「名前を出された人は、その人に支出したという形になつておりますが、使途は実際どうじゃなく、必要な政治活動費が出たものを一括していろいろ責任者に渡したというふうな形をとつておるのが普通でございします。その人の政治資金の収入というものは、それは、その人が一般でございまして、いよいよ大蔵大臣、大臣たる人が、それがあたりまえなんだ、要するに何千万という金をもらつて、その人が届け出をするけれども、実際はほかの人が使つておるんだ、――そういうことが政治資金規正法にまづこうから違反をしておるわけですよ。そういうことがあたりまえだというふうな――これは大蔵大臣は、自治大臣でもないし、法務大臣でもないから、気やすく答弁されたんだと思ひますが、こういうことでは全く何のための法律か、われわれは疑わざるを得ないのであります。私どもはお互いに立法院に属しておるわけでありまして、法律をつくつておるわれわれが、政治資金規正法あるいは公職選挙法などにおいてこれが重大に守られていない、重大な違反を起しているというところは、いやしくも立法院におるわれわれとして最も重大な問題ではないかというふうに私は考へるのであります。他日、ほんとうに三分でも五分でもけつこうです。大臣の御所見をあとでお伺いをいたしたいと思います。実は重過失については、刑法上の問題としてお尋ねしたいこともたくさんあつたわけでありまして、ちやうど私の時間がいっぱいになりましたので、これで省略をいたします

が、せっかくそういうふうな法律の中で、特にいまの政治資金規正法についても、公職選挙法についても特別な条文を設けて、重過失を処分すると、こういう規定がある。本来は、過失は刑に問われないのがたてまえなのでありますが、にもかかわらず、これらの法律にはそういうものを規定しているというところは、そのことの重大さを考えた結果だろうと思う。ところが、現実にはそれと全く逆行している。こういうことでは私は何としても納得できないので、それらの点について他日お伺いをいたしたいと思ひます。

○安倍委員長代理 石田有全君。

○石田(有)委員 私は六月九日、内閣衆議第五第四号で、熊本県水俣湾並びに阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問に対する答弁書について、詳しくお伺いをしたと思ひたのでありますが、時間の関係で、あまり詳細に御質問を申し上げるわけにはいかないようでありますから、要点だけを御質問申し上げたいと思ひますので、答弁をされる方はもう要点だけを御答弁願ひたい。あらかじめ要望をしておきます。

答弁書によりますと、水俣事件では、死亡四十一名、それから入院加療中十九名、五十一名が自宅療養を続けておる、こういうことでございまして、私の見るところでは、さらに相当数の患者が出ておるのではないかと想定いたしておるところであります。阿賀野川の水銀中毒事件は、患者二十六名、うち死亡五名、現在通院中の者十八名、自宅療養者三名である、こう答弁書に書いてあります。しかし、最近さらに一名患者が追加されております。また一部の専門家の調べたところでは、死亡者は五名以上、患者五十名以上、二〇〇PPM以上の保有者九名以上、妊娠規制婦人五名以上、胎児性水俣病の子供一名以上、正常値以上の保有者が一千名以上、こういうふうにいわれておるのであります。

この「以上」という表現であります、これは実はだんだんと明らかになってまいっておるのでありますけれども、ここ数年前に阿賀野川沿岸で

釣りなどをやって、魚をたくさん食べておった人が、精神異常を来たして井戸へ飛び込んで死んだとかいうような者があり、現在でもかなり重症を訴えながらも、結婚その他に影響を及ぼすという関係がございまして、一部には相当高い水銀保有量があるといわれたために、婚約が破談になったというような事実もございまして、本人はこれをなかなか表に出そうといたしません。一面、昭和電工株式会社では、いろいろ手を回して、その診察を受けさせないような手配をいたしておるわけですが、私も調査に行きましたときにも、どうも患者らしいという者が六名あって、六名出席する予定でありましたけれども、三名は会社側から行かぬでもらいたという勧告があつて出てこない、こういうような事実もございまして、また、県が今度積極的、ほとんど大部分のそれらしい者についての調査、検診をやろうとしたのでありますが、会社側は社宅の居住者千六百八名に対して、検診を拒否しておるのでございまして、こういうような状況であります、さてこれは業務上の過失といえるかどうか、疑問もないわけではございません。水俣事件では、私は過失といふことがいえたのではないかと、なぜならば、その原因があまり明瞭でないからであります。しかし、阿賀野川の場合には、水俣事件の経験にかんがみて、すでに水銀中毒というもののおそれがあることが明らかに、また通産省はそれに対してしかるべき方法の達しを出しておるわけでありまして、これは単なる過失といえるかどうか、疑問に思ふのでありますが、あとで明らかにしたいと思ひますけれども、こういう事実といふものに対して、これは刑事局長にお伺いをしたいと思ひますが、こういうケースのものは、やはり過失であるというふうにお考えになりますかどうか。

○川井政府委員 事実関係がまだ明確になっておりませんので、具体的な案件について、業務上過失致死傷罪の成否についてあれこれ述べることは適当でないと思ひますけれども、一般論といたし

ましては、もし過失によって水銀が川に流出し、何らかの過程を経て死傷の結果が生じた。そしてその何らかの過程が、刑法上の因果関係が存在し、またその存在が証明されるというふうなことになるれば、先ほども御説明いたしましたけれども、二百一十一條の業務上の過失致死傷といふのは、何も自動車だけに限りませんで、あらゆる一切の人身に影響のあるような業務に従事しておる者について適用がございまして、一般論としてはそういうふうなものについても、この条文の運用が問題になる、こういうふうにお答えできると思ひます。

なお、御存じのとおり毒物及び劇物取締法もございまして、こちらのほうにたしか水銀が毒物に指定されておつたと思ひますので、もしこちらのほうの特別法に該当いたしますと、これは懲役三年以下になっております。刑法のほうは懲役三年以下でこちらの特別法のほうが懲役三年以下になつておりますので、これは二つの犯罪が成立いたしますれば、毒物及び劇物取締法のほうが適用になるのではないと思ひます。

○石田(有)委員 事実をもう少し明らかにして、あとでまた局長の答弁をいたしたいと思ひますが、環境衛生局長に伺ひますが、水俣事件の際に、調査班が調査しようとしたしませんでしたけれども、数カ月間有刺鉄線を張って、工場側は調査を拒否しておつたようであります。昭電の阿賀野川の場合でも、数カ月間立ち入り調査を拒否されて、厚生省の研究班は中へ立ち入り調査をすることができなかつたようであります、熊本事件の際に、阿賀野川の水銀中毒事件の際に、どれくらいの間立ち入り調査ができなかつたか、これを明らかにしていただきたい。

○館林政府委員 私は、その辺の事情必ずしもつまびらかにいたしません、同事件ともに、工場内の水銀を触媒といたします装置の中の残留物を採取いたしましたして調べるというふうなこと、あるいは水銀を含んだ残渣を廃棄したものを、ボタ山というところから捨ててございしますが、そ

の残渣を相当量採取いたしますというふうな点におきましては、調査上は支障はなかつたというふうに聞いております。それ以上の、いまお尋ねの工場関係の労働者の身体検査といふことが、健康診断というものの対しての協力が得られなかつたという事実は、御指摘のとおりあつたようでございますが、立ち入り検査をはばんだ、いつからいつまで、というふうな事実については詳細には承知いたしておりません。

○石田(有)委員 ある程度おわかりなんだと思うのですが、きょうは時間がありませんから、私の手元には資料がありませんけれども、これ以上ここで時間をとりたくないのではありませんが、私の質問書に対する答弁書によりますと、通産省においてはアセトアルデヒド製造工場に対する工場排水の水質調査を行なつたと言われておるのであります、この水質調査では、工場に一番近い採水点と、それからちよつと離れたところと、二点採水しておるようでありまして、この二点についての水銀含有量と申しますが、どの程度であつたかとお伺ひしたいと思ひます。

○天谷説明員 「衆議院科学技術振興特別委員会提出資料」という標題の資料の一〇七ページに数字がこまかく出ておりますが、これをお読みいたしますようか。

○石田(有)委員 要点だけちよつと読んでください。

○天谷説明員 二地点から採水いたしました、東京工業試験場で分析いたしましたわけでございますが、工場正門と遊水地との間の採水点からとりましたものにつきましては、三十四年十一月二十六日から以後、三十五年の八月三十一日に至るまでの資料が出ております。数値は〇・〇〇八PPM、あるいは〇・〇〇七PPM等々の数字がございまして、かなりばらつきがございまして、私の手元にあるのですが、伺つたわけですが、何しろ時間がないわけでありまして……

そこで、環境衛生局長にお伺ひしますが、阿賀

野川の場合には、厚生省でも三つの研究班をつくった。これは、わが国ではトップクラスのメンバーであろうと考えられる。水俣事件の際にも参画された方もお入りになった。そういう、国でも一流の権威がある学者が調査をされて、一応報告書が出されたわけですね。これを今度食品衛生調査会にいまはかつておられるようでありますが、専門家が調査をし、報告したものを、今度は、しろうとがこれをかきまわすような感じがしないわけでもない。しかも、その食品衛生調査会の会長が、加害者と目される昭和電工の顧問をやっておる。こういう事態から見ると、この食品衛生調査会の結論がどう出るかわかりませんが、国民はちよつと納得がいけないのではないかと。食品衛生調査会にこれをばかなければならないという性質のものではないと私は考えるのですが、どうでしょうか。

○館林政府委員 厚生省の三つの研究班の一つの班は、臨床的分野で阿賀野川事件に取り組んだ班でございまして、いま一つの班は、化学分析の観点から取り組んだ班でございまして、いま一つの班は、疫学的考察をもってこれに取り組んだ班でございまして、それらが総合されて、三班共同の答申が出たわけではございませんで、それぞれ独立した立場で答申がなされておるわけではございません。その中の疫学班が疫学的考察によりまして、この中毒事件は昭和電工の鹿瀬工場の排水によるものであるという診断をするという答申を出しておられますが、その場合に、この班は、臨床班の考察並びに化学分析班の考察と、また独自の見解で一つの考察を加えて、疫学的判断を下したわけではございまして、それらの意味合いから、全部を総括した御意見を厚生省としても伺いたいし、また、あわせて、工場の化学分析の分野も加えた総合的判断をお願いしたいというところで、食品衛生調査会に諮問をいたしたわけではございます。食品衛生調査会の会長は小林東大名誉教授で、私も詳しく調査したところによりまして、昭和電工と何らの関係もございません。また、今回の調査

に当たっております小委員長は、東大の豊川医学部長でございますが、これも昭和電工とは何らの関係もない方でございます。現在小委員会では調査中でございますが、それらの先生も、全く独自の立場に立ちまして、新たにみずから手を下して現地におもむき、分析することとてなく、疫学班の現地調査、分析調査等を参考にいたしまして、学問的判断を下すという作業をいたしておるわけではございません。したがって、何らかの別の配慮がこれに入るといふことでなく、科学的な判断をこれによって下すといふことを努力していただいておりますように私も考えております。

○石田(青)委員 環境衛生局長、あなたは、この前、私の質問に対して、臨床班は臨床班独自のもので、分析班は分析班独自のもので、疫学班というものはこれを総合して一つの結論を引き出すものである、だから、それぞれ別個にその結論が出るのが当然だ、こう言っておられました。それから、あなたのほうから出た文書によると、水俣湾の水俣事件の前列に従って食品衛生調査会に諮問するのだという文書が出ています。水俣事件というのは、あとで触れますけれども、あれだけたくさん死者を出し、たくさんその後遺症患者を出した事件を、答申は出たけれども、あいまにする役目を果たしている。これはひとつ指摘をしておきます。

そこで、昭和三十四年十月六日に食品衛生調査会が厚生省に提出した答申が不十分であるとして、経済企画庁が中心となって連絡協議会を設けて、一年間に四回会議を開きになった。私、資料を持っておりましても、厚生省の食品衛生調査会が厚生大臣に対して答弁書を出しているのに、経済企画庁が今度は中心になって、自分のところだけこれを扱うということにし、しかも、四回会議を開いたが、さっぱり要領の得ないことにして、あいまにしてしまった。経済企画庁というところは、あいまにするためにこれを引き受けたような感じがいたしますが、経済企画庁がこ

れを取り上げなければならないという理由は一体どういふところにあったか、これは経済企画庁の方から、松本水資源局長から御答弁を願います。

○松本政府委員 三十四年に厚生省の食品衛生調査会におきまして答申が出されたわけではございますが、そのときの答申におきましては、この病因の物質がある種の有機水銀化合物であるという答申でございました。が、しかし、そこまではわかつたわけではございますが、その病因物質、またその発生原因、またその生成過程、それから分布状況につきましては、なおわからない点が多いところでございます。もつとそういった点につきまして、関係各省が協力していろいろな方面から調査をしていく必要がある、各省協議いたしました結果、そういうふうな考えをたててございまして、そこで、こういった調査をいろいろやるわけではございますが、そういった調査は互いにいろいろ関連がある。そういった場合に、調査を行ないます場合に、そういった研究の結果の発表なり、そういったことを、経済企画庁が幹事役となりまして協議会というものをつくりまして、そこでいろいろ発表していただく、そういったことでこの調査の調整をはかっている、こういった趣旨から、経済企画庁が取りまとめ役と申しますか、幹事役と申しますか、こういったことをいたしたわけではございます。

○石田(青)委員 そこまでそのようであります。ところが今度阿賀野川の水俣病については、経済企画庁はどういう形で関与するか存じませんが、今度ば科学技術庁が中心になってこの調査を進める、取りまとめをする、こういったことになったのは一体どういふ理由に基づくのか、これは高橋研究調査局長に伺いたいと思うのであります。

○高橋(正)政府委員 先生もお知りおきのとおり、私どもの役所の所掌事務といたしまして、各省庁の試験研究にかかわりますところの事務の総合調整をやる権能を持つておるわけではござい

ます。これを実質的に行ないます場合の一つの方法といたしまして、各省庁が行ないます研究につきまして、これを総合的に行ないます場合に、特別研究促進調整費という予算を持つておりまして、必要によりまして各省庁に配付いたしまして、総合的に研究を行なう。御指摘の、過去におきまして、経済企画庁が各省連絡会議をお開きの当時は、私どものほうにそういう制度がなかったと思うのでございまして、三十五年度から私どもはそういうような一つの調整の手段といたしましての予算を持つております。今回は、特に緊急の事態でございまして、各省庁が各自の予算でこれを行なうことができませんので、早急に実施いたしたために、特別研究調整費をもってこれに充てるということになったわけではございます。

○石田(青)委員 答弁書によりまして、熊本大学の結論は、昭和三十九年から四十年にかけて最終的に取りまとめられたものであり、水俣病事件は三十六年ごろまでに落着きを見ている等の事情もあり、政府の結論とするまでに至らなかった、こう書いてある。死者四十一名、入院患者十九名、自宅療養五十一名と政府の答弁書には明らかにしておるのではありませんが、多くの患者が病床にあるにかかわらず、落着きをしたといふことは一体どういう意味なのか、これは経済企画庁並びに科学技術庁にお伺いをしたい。――あとで別の機会にこれは明らかにしてもいい。少なくとも政府の答弁書に書いておるから私は聞いておるので、あなた方参画したのでしょう。参画した者がわからないとは一体何事なんです。これは法務省も聞いておいていただきたい。

そこで、やはり答弁書はこう書いてある。「当時の科学技術水準をもつてしては病因物質の発生過程等を確定することはできなかった」といっておるのであります。それならば、今日の科学技術水準ではどうなのか。確認できるのではないかと私は考えるが、科学技術庁あるいは経済企画庁、どちらでもけっこうですが、どうなんでしょう。答弁できないことはないでしょう。

○高橋(正)政府委員 先ほどの石田先生の御質問とも関連いたしますが、前回の問題につきましては、当時は参画いたしておりませんので、先ほどのお答え及びいまの問題とちよつとずれると思いますけれども、原因物質の発生過程と申しますのは、たとえば工場反応系の中におきましますところの発生過程という意味にとりまします場合におきましては、これは可能だと思っております。ただ疫学的な問題といたしましては、次に次元を変えました場合におきましては、なお種々の問題点が残っておりますと思ひます。

○石田(有)委員 そこで、実は政府から資料としていただいたものでありますが、先ほど申し上げましたように熊本大学の「水俣病」という論文集が出ております。この中できつめて重要な部分、たとえば第七章「水俣病周辺のヒト、動物、魚介類および海底泥土中の水銀量の証明」喜田村正次、これは三三二ページです。それから第八章「有機水銀中毒の実験」これは伊津野、武内、松本の三教授が執筆をいたしております。さらに、第十章「水俣病と公害」という章がございます。ここでは当時新日本筆案、今日チッソといつておりますが、この工場もその事実を認めておるといふふうに書いておりますが、この資料の中のいま指摘した部分について、政府側として反論をする点がありましたならば、反論をし、あるいは否定する事実があったならば、否定をしていただきたい。認めるならば、認めるということをお願いいたします。——予告してあつたんですからわかるでしょう。——これは国際的にも高く評価されておる論文でありますし、水銀中毒事件に対する論議としては、ほとんど決定版とも言うべきものでございまして、その点はきつめて重要で、これを認めるか、認めないか、あるいは反論の余地があるならば、反論を聞きましよう。否定する部分がありましたならば、否定しなさい。新たに参考人なりなんなりを呼んでこれは明らかにしなければならぬ。この問題が明らかにしないと、阿賀野川における水俣

病の解明がきつめて困難になる、そういう意味で予告してあるのです。科学技術庁が担当をして明らかにするといふならば、科学技術庁の担当の、特に水資源局長から、来てもらったのでありますから、これはひとつ明らかにしてもらいたい。

○松本政府委員 先ほど申し上げました連絡協議会は、約一年ほどの期間に四回協議会を開きましてやつていったわけでございます。その後、各省の調査が……(石田(有)委員)そんなこと聞いておられませんよ。この資料に基づいての意見を聞いておるのです。否定する部分があるかないか、反論があるかないかといふことを聞いておる」と呼ぶ)それで、その後熊本大学におきましていろいろ研究が行なわれまして、非常に貴重な研究が発表されてまいつたわけでございます。その原因物質が、あるいはまたその原因物質の經由の過程につきまして、御説のようないろいろな研究がなされておるわけでございます。しかし、経済企画庁といたしましては、現在阿賀野川の事件に関連いたしまして、原因物質の經由の点等につきまして詳細検討が行なわれております。今回の阿賀野川につきましても、食品衛生調査会の御意見も十分拝聴いたしました上で意見を固めていきたい、こういうふうにして思つております。

○石田(有)委員 全く答弁になつていない。そんなことを聞いておるのじゃないのです。この資料を政府は出してきておるのだから、この資料の中の全部とは言わないが、七章、八章、十章の中で否定すべきものは否定しなさい、反論をすべきものは反論しなさい、どうですか、と聞いておるのですよ。これを認めるなら認めるで、国際的にこれは高く評価されておる、国内ではほとんど定説といわれておるものだから、私は聞いておるんです。そんな無責任な答弁がありますか。そんな無責任な答弁なら、一体こんな法案の審議なんて全く意味がないことになる。どうなんですか。今日の科学技術の水準をもつてして、なおかつ、この水俣事件のような問題が解明できないはずはない

のですよ。あなた全然読んでないんでしょ。ちゃんと書いてありますよ。読んでないんでしょ。これは、こういうものを読みもしないで、そうしてまたあまいにしよというものが政府の態度です。私は、きょうは大臣がいらないから特別に聞かないけれども、いまや一体日本の政治というものは、——刑事局長はよく聞いておつて、大臣に伝えてくださいよ。日本の行政というものは、企業に従属しておる。同時に、日本の司法というものは、行政に振り回されておるのではないか。だから、これくらい明々白々なものを、あいまいもこたるものにしよという策謀が行なわれる。一体、日本のいまの司法体系というものは、中においては、実情はそうでしょう。こんな重要な点は何もわからない、答弁できない、そんなことで一体法務省なんというものが、また経済企画庁、科学技術庁、ナセンズです、それは、何回も言ううだけども、国際的な水準で、これは国際的に高く評価されておつて、日本の国内の専門学者では、完べきなものだと折り紙をつけておるものなんです。読んでいるのかいないのかわからぬけれども、一体どういふことなんです。これはどうしてか答弁ができないとあれば、あんなに譲ることはない。どうですか、次官、こういう実情で一体法案の審議なんか進められますか。

○井原政府委員 いま、先生が御指摘されたところでもございまして、せっかく質問の要項等についても通達をいたしておりますのに答弁ができないことは、まことに恐縮に存じます。なお一そう、次の機会までに十分、ただいま先生の御質問の内容は専門的な点もあるようでございますが、各政府委員にも勉強させて、御納得がいきますか、どうなりますか、次の機会にでも答弁させたいと思ひます。

○石田(有)委員 そういう次官の答弁では、これは私は納得いかない。私は、きのう予告してある。ちゃんと第何章、何章、どういふ事項といふことを指摘しておるのです。ちゃんとこの言つてある。一体読んだのですか読まないのですか。専門にやろうという専門の役所じゃないですか。膨大な予算を使って専門の役所が、どうなんですか。一体これは政治的に——膨大な予算を使つて、そして何十人も人が死んでおるのです。何百人もいま後遺症に悩んでおつたり、入院加療をしておるといふのに、肝心の役所が全く何もわからない。何のために予算を使つておるのです。どう思ひますか。

○井原政府委員 いろいろおしかりを受けるわけでございますが、おっしゃるとおりでございます。まして、まことに不向き過ぎてございまして、答弁のしようもございませぬ。恐縮でございますが、それだけ関係機関の連絡もまだついていないような感じがするわけでございますので、非常に、法務省といたしまして、人権擁護の立場、たぐさんの被害者を出しておる実情に即しまして、法務省は法務省の立場から、ひとつ各省とも連絡をとつて説明するように努力をいたしたいと思ひます。

○石田(有)委員 次官の答弁、一応了承いたしました。国会が閉会になりました、これは早急にひとつ対策を進めていただきたい、解決に向かつて進めていただきたい。そこで、委員長ちよつと、時間がもうわずかになつたようだけれども、こういういたらくですから、これはどうも私の責任とは委員長もおっしゃらないと思うので、もう一、二問だけお許しを願ひたいと思ひます。

経済企画庁、松本さんに伺ひますが、この連絡協議会、実は資料をもらつておりますが、このメンバーの中に清浦という教授が入つておつた。清浦教授が異説を唱えられたためにこの取りまとめができなかつたといわれておるのであります。清浦教授は、今日なおアミン説を主張しておられますか、どうですか。

○松本政府委員 最近、私のほうの担当官が、同教授に確かめてみましたところ、あの当時自分が発表した説につきましては必ずしも妥当ではなかつた、こういうふうな御意見をお漏らしになつておつたといつております。

刑事事件として捜査できるものかどうかという態度をきめたい。そのために、どういう結論が出るにしても、当座あわてないで直ちに準備ができるように、いろいろなでき得る任意捜査としての資料その他を収集してその研究の結果を待っている、こういうことでございますので、今日の状態といましては、おしかりを受けるかもしれないが、私も検察の体制としてはこの辺のところを精一ばいであり、またこのような態度が妥当ではなからうか。法務当局としましてそういうふうにかえていられるものでございます。

○石田(有)委員 まあ一応わかりました。それは神さまでない限りは、そんな快刀乱麻を断つような処断はできないでしょう。しかし、高度の学問的な問題にいたしても、すでにこれは国際的に認められておる。こういう文書もあるし、また学者もたくさんおるわけですから、そういう者の意見も聞き、あるいはまた、その現地の被害の状況等も聞いて、水俣の場合は、一応熊本法務局ではこれは立件しているわけですね。しかし、阿賀野川の水俣病に対しては、立件をしていないわけですね。これは私もはなはだ不満なんです。立件をして、そうしてわからないところは専門学者の意見を聞く、被害者の意見も聞く、実情も調べるというのが検察当局の役目じゃないでしょうか。そういう点で、私ははなはだ不満なんです。裁判所も含めて実は言いたいこともありますけれども、時間がございせんから、裁判所を含めた司法というところについてこでものを申しませんけれども、どうでしょうか、阿賀野川の問題については、私は立件すべき段階にきておるのではないかと考えるのですが、もう一言答弁を願いたいと思います。

○川井政府委員 およそ刑事の事件でも、現場の検察官が立件して、容疑ありとして強制力を発動するかいなかということは、これは事件によりまして相当大きな影響を持つことでありますし、法務行政当局として、現場の検察官に対して、この事件を立件しろ、この事件を立件するなというよう

なことは、実は過去においてもいたしておりませんし、今後ともそういう措置はとりませんで、検察の独立性を認めて、それに信頼をして見守っていくという態度が適当ではなからうか、私はこう思うわけでございまして、実はこの事件につきまして最初に御説明になりましたように、たしか予算分科会だったと思いますが、御質問を受けまして、その当時から事の重大性をよく承知しておりまして、それから水俣事件のときについても、私、別な部局にありまして、その事件について非常に強い関心を持っておりまして、あの直後に、私の下におります検事の一名を現地に派遣いたしました。この事件をめぐっての、特に刑事事件として捜査することが適当であるかどうか、いま御指摘の立件することが適当であるかどうかというようなことを中心にいたしまして、さらにまた、この研究班の発表をめぐっての現場の空気なりいろいろのことについて実態を調査せまして、その調査結果につきましても、私はある程度詳細な報告を受けております。

そこで、法務当局といたしまして、何もしてないわけではございせん、非常な深い注目をもって新潟事件の出方というものを見守っております、こういう状態でございまして、本日は、この辺のところまでひとつかんべん願いたいと思います。

○石田(有)委員 本問題はこだけで片づく問題ではございせんが、特にきょうは経済企画庁並びに科学技術庁が、きのう予告したにもかかわらず、答弁がでないというところに対して、はなはだ不満でありまして、資料もたくさんもらっておりますので、また別の機会で十分討議をしたいと思っております。たいへん時間を超過して恐縮でありましたが、以上で私の質問を終わります。

○安倍委員長代理 小澤貞孝君。小澤君に申し上げますが、だいぶ時間が超過しておりますので、きわめて簡単をお願いいたします。

○小澤(貞)委員 環境衛生局長にお尋ねいたします。

この被害者の方、たいへんお気の毒なわけですね。したがって、これを放置しておくことは、これは人道上の問題もあるかと思えます。いま伝え聞くとところによると、被害者の人は、何か裁判を起こしているというふうなことで、その裁判の結果は、一年かかるのか、二年かかるのか、三年かかるのかわかりませんが、そういう間、被害者の人を放置しておくことは、私はこれは人道上から、また国の厚生行政からもまずいことじゃないか、こういうふうにかえるわけですね。したがって、結論はどう出ようと、一時的にこれを救済する措置、県と協力をして、この人たちが十分治療できるように、入院できるように、診療を受けられるように、一時的にこれを援護する措置、こういうものができないものか、こういう点について、まず第一点としてお尋ねをいたしたいと思えます。

○館林政府委員 この問題は、一つの事例であります。公害問題が起りました場合、その被害者の救済をどうするかというのを今日、国の制度として確立することが大きな問題で、最近特に国の早急な施策を要望されておるところでございまして、公害問題でございまして、当然原因があるわけでございまして、結論的に、単純にこれを割り切れば、原因者が補償をすべき筋合いでございまして、しかしながら、しばしば公害は、その原因の因果関係をはっきりすることが容易でない。かりに長時間かけて判明するにいたしまして、それまでの間、被害者は非常に困るという事態が起るわけでございまして、そのようにして、明確になればいい。ことに大気汚染のような場合に、多数の、汚染された大気によって疾病が引き起こされるというふうなことで、起った被害者の救済というものは、非常にむずかしいものでございまして、これを今後国が一つの制度として、どういう措置をとっていくかという

ことを確立することが必要であるわけでありまして。とりあえず、水俣病に關しましては、生活保護あるいは各種社会保険によりまして、医療費が分担されるものは当然に被害者にかからないわけでございますが、それによりまして被害者の自己負担が生ずるわけでございまして、これに対しては地元、市町村などが負担をいたしております。国も本年度から、その特別の患者の治療費の一部を負担したいということで、予算措置を講じております。それから治療費だけではなくて、だんだん生活に困ってまいるのでございまして、今度の被害者の相当部分が生活に困窮して困っておるという状態でございますので、国としまして、一部は生活保護の適用をいたしまして救済いたしておりますが、そのほかの方々は、地元の県及び市が共同で生業資金あるいは見舞い金という形で、一部補助金を出しておるわけでありまして。もちろん、これは制度として確立したものではありませんけれども、今後このような被害者に対する救済の制度の一つのサンプルとして私どもとしても考えてまいりたい、かように思っております。

○小澤(貞)委員 治療費の自己負担分は地元の市や県、一部国、これはたいへんありがたいことですね、そういうようにぜひ続けていただきたいと思えます。さらに生活費については、一部は生活保護、ただ地元の県や市でめんどうを見ておるといふが、これに対しても国でひとつ積極的にめんどうを見ていただくようなことをしていただきたい、こういうことを希望しておきます。

そこで私は、引き続きお尋ねをしたいが、この昭和電工のほうからは、農業一次濃厚汚染説ですが、農業が犯人である、こういううぐいに反論を実は出しておるわけですね。これについて疫学班なりなんなりは、一体万全の調査、調査をしたかどうか、こういうことです。それについて十分な調査をされておらない。私は長野県です、農業やなんかの水銀中毒に深い関心を持っております。長野県の佐久病院の若月さんが、早々と農業の被害を信濃

毎日新聞に発表してありました。おととしだか去年だか。それが最近濃海毎日新聞からパンフレットになって出ております。それからまた、最近科学朝日かなんかにも、農業の被害というものについてだいで出してあります。あるいは若月さんは「農業の被害」という本も出してあります。最近朝日新聞等に出ておるとおり、貴重なコウノトリが農業のついたタニシを食べて、水銀のためにみんな死んでしまったというようなことが出ております。一般に農業の被害というものが、水俣病と全く同じ現象であるということは、もう私たちの常識になっているわけです。しかるに、倉庫の中には大量の農業があった、それが新潟地震の結果、だいぶ下流付近に散乱した。こういうことは——新潟県地震の結果は報告、公的な記録によつてもう明らかになっております。しかも、それに対して新潟県の衛生部長は、農業が河口付近に散乱を

うことを使っているかどうか知りませんが、被
疑者の立場にあるわけです。あなたは手抜かり
じゃなかったかといって、県衛生部長を調べな
ければいけない。疫学班の人も、臨床班の人も、ある
いは化学分析班の人も行って、県衛生部長の問題と
いうか、付近に散乱したものの取り締まりが手抜かり
であつたじゃないか、こう言つて衛生部長は容
疑をかけられる立場にある人にもかかわらず、疫
学班の中に入つて行つておる。しかも昭和電工の
ほうは操業が違ふ。それからもし学問的に考へて
みて、これによつて長期汚染したと言ふならば、
いまの何百倍、何千倍かの大きな操業をしなけれ
ばとてもこれだけの被害は出ないということを科
学的に反論を出しているわけです。しかるにもか
かわらず、県衛生部長を疫学班の中の班員にし
た、こういうことは国の重大な手抜かりではない
か、私はこう考えます。

そこで具体的にお尋ねいたします。先ほど昭和
電工が何か検診を最近拒否した、こういうこと
で、それは事実のようでありますという答弁があ
りましたので、私はそこが頭へちゃんときたわけ
です。先ほどの石田さんのお話を聞いてみると、
四月十八日に疫学班も何とか班も結論を出してい
るわけです。その後において、また昭和電工とい
う特定な会社の社宅が何かに持っていて、これ
は県衛生部長としての立場か、疫学班長としての
立場か、その立場を明確にしていただかなければ
なりません、またもう一回診断をしようと言っ
てきたわけです。そうすると、最初に疫学班で出
した結論は、まだ十分に検査もしていないような
あいまいな状態の中で出したのか、検診を拒否し
たというのはつい最近のことです。今月かなにか
最近のことだと思えます。まだ調査が不十分で、
疫学班として調べようとしているのか、県衛生部
長が、一般的、普遍的に調べようとしているの
か。被疑者のような立場にあるものだから、いま
ごろになって県衛生部長がこういうことをやって
いるわけです。四月十八日に結論を出した後にそ
ういうことをやっているわけです。だからもし疫

学班員としてやるならば、疫学班として結論を出したことはきわめてあいまいな中で結論を出したのだ、こういうように断ぜざるを得ません。あらかじめ特定なところに犯人をかぶせようとして結論を疫学班で出したに違いない、こういうように考えます。もし県衛生部長という立場でやるならば——川と全然関係のない婦人の毛髪の中から、何PPMの水銀の痕跡が出ているということを具

体的に出したにもかかわらず、ちっともそういうことを調査をしておりません。たとえばこの川とは、工場の操業とは全然無関係な遠いところの人を、何十人と調べて、毛髪の中から何PPMのものが出ている。たくさん調べて出ているわけですよ。現に私が農薬の中毒のあらゆる文献を見ていると、そういう被害が山のごとくあるわけです。だから拒否したというのは、拒否せざるを得ないようなことをしてある。一つは何かといえば、農薬のことについて、具体的に地震ではらんをししたにもかかわらず調べてくれないが、そういうことは疫学班の人は、それは全然農薬ではありません、どこかの閘門が締まっておったから被害があります、どこかの閘門にその閘門があいていたんじやありません。——具体的にその閘門があいていたんじやないかと言ったら、またその後ちょっとやつてこういうことを全然調べようとしてもしていないわけです。ところがどうも拒否したとか、拒否されたいということが重大な問題みたいに言われるのですけれども、衛生部長という人が疫学班の結論を出された後に、いまごろになって一部のところをつかまえて調べたいと言ってきているのは、どういう立場で言っているのか、その点について私はお尋ねしたいと思うわけです。

○館林府委員 最近新潟県が、阿賀野川の下流の水銀の含有量の非常に多い患者、並びに従来の患者、その他希望者をつのつて検査をいたしたわけでございます。その結果、従来要注意者として水銀の含有量の非常に多かった者の中から、新たに一名患者として取り扱うことが適當であるといふような者も出ましたし、また胎児性水俣病かもしれないといふことで観察中の脳性麻痺の胎児――

生まれた子供でございいますから幼児でございいます
が、これを準患者として取り扱うということが適当
であるということになったわけですが、それ
と同時に鹿瀬工場で働いておった人々が水銀を扱
うということで、健康診断をすることが適当と考
えて健康診断の申し入れをしたところが、会社側か
ら断わられた、こういう事実があるということを
申し上げたわけであります。

○小澤(員)委員 これはまた私は別な機会に大いにやりたいと思いますが、しかし、いまから調査をしてこれから裏づけをしようというのか、これは衛生部長が農薬においては川と全然関係のないところでもたくさん被害が出ているかち、そつちも調べましよう、それからこもまた調べましようという、一般普遍的な立場でやるなら私はこれはまだわかります。上流の会津の婦人の中からは、こういうようにたくさん出ていますとこう言うっているんだから、それも調べる、こういうようにやるならば、それはまた衛生部長の立場としてわかります。疫学班員の一人としてやるのであるならば、これはもうその前の疫学班の結論というものは、あいまいもこの中で出したのだから、私のいまままで出したことは誤っておった、こういうことを前提にしておいてまたやっていただかなければなりません。ひとつこれはいずれた別な機会に私はやりたいと思います。

それくらい一つは、この疫学班なりあるいは何班で使ったその水銀の分析機器というものは、いかなる機器を使ったか、正しいものであるか、こういうことです。エチルであるかメチルであるか、両方の痕跡が出るような分析機器を使っておりはしないか。これは専門的なことになりませんが、科学技術庁かどこかでわかりますか。

○高橋(正)政府委員　疫学班の判断は、厚生省の分担のことでございますので、厚生省からお答えを……。

○館林政府委員 非常に重要な調査でございますので、現在得られる最高の精密な手段を用いておると思います。通常ガスクロという方式で大体見

当をつけて、さらに精密には薄層の方法で確定をはかるわけですが、品物によりましては、ごく少量で薄層ができないという場合もございます。おそくはでき得る限りの努力をそれぞれの班がやったものと思います。

○小澤(真)委員 専門的なことなので私はこれ以上あれませんが、ガスクロは現在はまだ、これはもう学界の常識になっているんじゃないやしませんか。四月十八日の結論を出したときには、ガスクロというエチルだかメチルだか何だかわからないような結果の出る分析機器でやっておったんじゃないでしょうか。そういうことで政治的に疫学班が判断を下すもんだから、地元の人があればどうも昭和電工じゃないかといって、一生懸命追及するようなことをやり始めたものをつくっているんじゃないでしょうか。四月十八日に結論を出したと石田委員が質問したけれども、その当時の分析はガスクロでやっているんでしょう。これはメチルだかエチルだかわからない、どっちが出るかわからないような分析機器でやっているはずです。

そこで、そういうことを追及していると時間がかかっていけません、一般農家の被害というものは全国的に大きくなっております。婦人の毛髪の中からちゃんと出ているというのは、全国至るところに出ているわけです。あるいはまたいまの分析機器がいまいちような状態の中で、四月十八日に疫学班がどうも昭和電工らしいというような結論をつけて、それを何か政治的に追及しよう、こういうような意図もなきにしもあらずだと思います。しかし、そういうことではなくて、もっと反論を出されているなら出されていることについても、新潟地震の結果一次濃厚汚染であれだけの農薬が散乱したというなら、それもまた徹底的に追及してみる、こういうようなことを科学的に十分に審査をしてこの問題に取り組んでいただく、こういうことを科学技術庁にも、厚生省にも、各省に私はお願いをして、関連質問で時間が長くなつてたいへん失礼でございますが、質問を

終わりたいと思います。この問題については私も一応の研究をしておりますので、いずれまたそれぞれの委員会で御質問をいたしたいと思ひます。ありがとうございます。

○安倍委員長代理 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、来たる二十日午前十時より理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

昭和四十二年七月二十一日印刷

昭和四十二年七月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局